



男性社員が育児休業を1日取得するだけでOK!

## 両立支援等助成金

(出生時両立支援コース第2種)

60万円

### ＼ 助成金の支給条件が緩和されました /

令和6年12月から制度が変わり、条件を満たせば「男性社員が育児休業で1日休むだけ」で助成金60万円を受給できるようになりました。(さらに「両立支援のひろば」で育休取得率等を掲載すれば、1回だけ2万円が加算されます。)

### 助成金対象者の条件

※すべてに該当する必要があります



「男性」が育児休業を取得すること



子どもが「1歳未満」のときに育児休業を取得すること



令和6年12月17日以降に育児休業を取得すること



「育休取得率」が前年度<決算>比で、30%増&50%達成であること

### 育休取得期間と助成金の支給申請期間

3月決算の場合

令和6年12月17日～令和7年3月で育休を1日以上取得する。

令和7年4月に支給申請可能になります。

9月決算の場合

令和6年12月17日～令和7年9月で育休を1日以上取得する。

令和7年10月に支給申請可能になります。

「男性」がはじめて育休を取得する企業であれば、育休取得率の条件は必ずクリアします。

### 助成金申請の流れ

1. 対象従業員が育児休業を取得する前に「雇用環境整備措置」を実施
2. 令和6年12月17日以降に育児休業を取得(1日からOK!)
3. 助成金の支給申請手続き
4. 審査および助成金(60万円)の支給



本助成金は、育児休業等に関する条文が育児・介護休業規定に適切に記されている必要があります。

申請手続きの代行と就業規則の作成に強い社労士にご相談ください。